

特定費用準備資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人おかやま環境ネットワーク(以下「この法人」という。)の20周年記念事業準備資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(保有)

第2条 この法人は、特定資産として、20周年記念事業準備資金を保有することができる。

2 20周年記念事業準備資金は、2021年度の記念事業に充当するための積立金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条第1項に規定する特定費用準備資金とする。

(積立)

第3条 20周年記念事業準備資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

2 前項に規定する場合のほか、その事業年度に公益目的事業会計の剰余が生じたときは、その全額を20周年記念事業準備資金に積み立てる。

(積立限度額)

第4条 前条の規定にかかわらず、20周年記念事業準備資金の積立限度額は 400万円とし、当該金額を超えて積み立てることはできない。

2 前項の積立限度額の算定根拠は、20周年記念事業に要する必要額として、2017年2月理事会にて承認された見積額とする。

(運用)

第5条 20周年記念事業準備資金の運用対象は、金融機関への預貯金とする。

2 20周年記念事業準備資金は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない。

(取崩制限)

第6条 20周年記念事業準備資金は、20周年記念事業の開催費に充当する場合を除いて、取り崩すことができない。

(備置)

第7条 この規程及びその写しは、当該20周年記念事業を支出した事業年度終了の日まで、それぞれこの法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、2017年2月11日より施行する。(2017年2月11日理事会決議)